

令和8年度 年間計画

いじめ対策委員会

委員：校長、教頭、部主事、指導部主任、生徒指導主事、生活指導主任  
 養護教諭、カウンセラー、外部委員（必要に応じて学校評議員から委嘱する）、  
 その他関係者（学級担任、保護者代表）  
 関係機関（教育学部附属学校担当者、学校医、心理カウンセラー、警察など）  
 開催：年度始めは必ず開催し、基本方針や方策を検討・確認する。また、必要に応じて  
 随時開催する。

	いじめ対策委員会の取組	その他全職員等での取組
一学期	4月：本校のいじめ防止基本方針及び いじめ未然防止への取組内容の検討 <第1回いじめ対策委員会開催>  ※必要に応じて随時、いじめ対策委員会 開催  7月：児童生徒へのアンケート実施 アンケートのまとめ、 現状と課題の洗い出し	4月：関係機関の担当者の把握 <生徒指導主事> 4月：職員会議で本校のいじめ防止基本方針・ 方策を全職員に周知 4月：本校の「いじめ防止基本方針」につい て保護者への説明 <育友会総会時、教頭>
夏休み	8月：アンケート結果について共有 必要に応じていじめ対策委員会開催	8月：職員研修会（人権研修）を開催 <指導部> 8月：職員会議でアンケート結果を共通理解
二学期		9月：夏休み中の児童生徒の様子について <学部会>
三学期		1月：冬休み中の児童生徒の様子について <学部会>
日常の取組	・児童生徒の一日の振り返り（毎日、帰りの会） ・各部での実態に応じた性教育についての指導の実施 ・人との関わり方を、自立活動や学校生活全般において指導 ・全ての教育活動を通して道徳教育の実施 ・分かる授業作りに努め、達成感や成就感、自己有用感、自尊感情などを育てる。 ・児童生徒が心身の苦痛を受けているかどうか、日頃の観察や児童生徒の日記、聞き取り などを通して、常に児童生徒の状況を把握することに努める。	
相談	・児童生徒、保護者からの申し出については、担任、各部主事、あるいは教頭がこれに当たる。 ・地域からの申し出については、各部主事あるいは教頭がこれに当たる。	